平成２６年（フ）第１９９８号
神奈川県藤沢市大庭5422番地の10　メゾンソレイユ103
債務者　金井　節子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０９４号
大阪市住吉区我孫子西２丁目11番２号　セルヴィス泉105号
債務者　伊豆田晃一
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２２２号
大阪市住吉区大領４丁目12番22―210号
債務者　高吉　英生
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２７２号
大阪市東淀川区大桐４丁目４番77号クレール大桐403号
債務者　森川　　敦
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２９３号
大阪市東住吉区湯里６丁目９番28号　エクセル針中野306号
債務者　久保　幸澄
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３２７号
大阪府高槻市富田町２丁目23番４号
債務者　**堯**　美保子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１６号
東京都八王子市別所１丁目48番地１　２―505
債務者　杉本　和男
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４３９号
静岡県磐田市笠梅194番地７
債務者　西尾ふみ子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４４０号
静岡県袋井市旭町１丁目２番地の９　グレースコート壱番館103号室、前住所静岡県袋井市西田355番地　レオパレスシャルム204号室
債務者　伊藤　信子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
長崎県島原市寺中町丙2493・2490第１番地合併第１
債務者　稲栄　紀子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
長崎県島原市有明町湯江丙1771番地
債務者　前田　嘉浩
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第３１８号
岡山市中区高屋181番地１　ベルメゾンM102
破産者　島田美弥子
1　主文　当裁判所が平成26年９月24日午後４時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「岡山市中区高島181番地１　ベルメゾンM102」とあるのを「岡山市中区高屋181番地１　ベルメゾンM102」と更正する。
2　決定年月日　平成26年12月11日
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第９５号
埼玉県久喜市桜田２丁目６番２―502、破産手続開始決定時の住所さいたま市中央区上落合７丁目７番２―2705号
破産者　能木場ヤイ子
1　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
2　一般調査期日　平成27年２月16日午前11時
平成26年12月15日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６２０号
埼玉県上尾市大字平方4278番地２　関根コーポ102
破産者　大津　　衛
1　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
2　一般調査期日　平成27年２月16日午後４時30分
平成26年12月15日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８３号
大阪府吹田市山田西１丁目８番３―1105号
破産者　今井栄津司
1　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
2　一般調査期日　平成27年２月23日午後３時30分
平成26年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７号
大津市千町１丁目22番18号
破産者　辻本　　敏
1　破産債権の届出期間　平成27年１月27日まで
2　一般調査期日　平成27年３月６日午前10時
平成26年12月16日
京都地方裁判所第５民事部破産係